

議案第17号

つくばみらい市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

つくばみらい市立学校給食センター条例（平成18年つくばみらい市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
つくばみらい市立学校給食センター	つくばみらい市中原11番地

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 

提案理由

つくばみらい市立伊奈学校給食センター及びつくばみらい市立谷和原学校給食センターを廃止し、つくばみらい市立学校給食センターを設置することに伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市立学校給食センター条例(平成18年つくばみらい市条例第115号)新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
つくばみらい市立学校給食センター	つくばみらい市中原11番地	つくばみらい市立伊奈学校給食センター	つくばみらい市弥柳1187番地1
		つくばみらい市立谷和原学校給食センター	つくばみらい市古川861番地2